

本県の子ども・青少年を取り巻く現状と取組状況の概要 (R2.3作成)

I 子ども・青少年を取り巻く現状 ※ 数値について、ただし書きがない場合は全て本県の数値

1 子ども・子育てを取り巻く現状

(1) 少子化の現状

ア 出生数・年少人口の状況

- 出生数、年少人口（0～14歳の人口）ともに減少傾向にある。

・出生数 : 94,356人（昭和55年）→ 66,564人（平成30年）

・合計特殊出生率 : 1.70（"）→ 1.33（"）

（出典：人口動態統計（厚生労働省））

・年少人口 : 1,176,417人（平成25年1月1日現在）→ 1,106,141人（平成31年1月1日現在）

（出典：神奈川県年齢別人口統計調査）

イ 結婚に係る現状

- 全国的に男女とも晩婚化が進んでいるが、本県は全国平均よりもさらに晩婚化が進んだ状況になっている。
- 生涯未婚率も全国の傾向と同様に増加しており、昭和45年から平成27年の45年間で、男性は約11倍に、女性は約4倍に増えている。。

・平均初婚年齢 ※ [] は全国の値

夫 : 27.4歳 [26.9歳]（昭和45年）→ 31.8歳 [31.1歳]（平成30年）

妻 : 24.7歳 [24.2歳]（"）→ 29.9歳 [29.4歳]（"）

（出典：人口動態統計（厚生労働省））

・生涯未婚率（45～49歳と50～54歳の未婚率の平均値で、50歳時の未婚率） ※ [] は全国の値

男性 : 2.23% [1.70%]（昭和45年）→ 24.93% [23.37%]（平成27年）

女性 : 3.57% [3.33%]（"）→ 13.77% [14.06%]（"）

（出典：人口統計資料集（国立社会保障・人口問題研究所））

ウ 家族のかたちの変化

- 県内の世帯構成では、18歳未満の子どものいる世帯が全体の4分の1以下（21.6%）となり、また、核家族化が進行している。

・核家族率

18歳未満の子どものいる世帯 : 89.5%（平成22年）→ 91.0%（平成27年）

6歳未満の子どものいる世帯 : 92.2%（"）→ 93.3%（"）

（出典：平成27年国勢調査（総務省））

(2) 子ども・子育てをめぐる現状

ア 保育所等の利用申込率（就学前児童数に占める利用申込者の割合）等

- 利用申込率が右肩上がり伸びるなど保育ニーズの高まりが続いている。
- 保育所等利用待機児童数は750人（前年比△117人）と3年振りに減少した。

・利用申込率 : 22.0%（平成22年4月1日現在）→ 38.9%（平成31年4月1日現在）

・待機児童数 : 4,117人（"）→ 750人（"）

（出典：次世代育成課資料）

イ 児童虐待の状況

- 県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加傾向にある。

・相談対応件数：8,324件（平成24年度）→ 17,272件（平成30年度）

（出典：子ども家庭課資料）

ウ 子どもの貧困の状況

(ア) 子どもの貧困率

- 平成24年から平成27年にかけて減少したが、長期的にみると増加傾向にある。

・子どもの貧困率（※）：10.9%（昭和60年）→ 13.9%（平成27年）

※ 子どもの貧困率：17歳以下の子ども全体に占める、貧困線（等価可処分所得の中央値の半分の額）に満たない17歳以下の子どもの割合

（出典：平成28年国民生活基礎調査（厚生労働省））

(イ) 児童のいる世帯と母子世帯の1世帯あたり平均稼働所得

- 児童のいる世帯と比べ、母子世帯の平均稼働所得は低い状況となっている。

・平均稼働所得

児童のいる世帯：646.7万円（全国、平成27年）

母子世帯：213.9万円（ " ）

（出典：平成28年国民生活基礎調査（厚生労働省））

(ウ) ひとり親世帯数

- ひとり親世帯数については、母子世帯、父子世帯ともに減少に転じている。

・母子世帯数：44,412世帯（平成22年）→ 44,040世帯（平成27年）

・父子世帯数：6,547世帯（ " ）→ 5,680世帯（ " ）

（出典：平成27年国勢調査（総務省））

(エ) 生活保護世帯における子どもの数等

- 生活保護を受給している世帯の子どもは、平成29年度は18,123人となっている。

- 平成29年の生活保護世帯における母子世帯の数は7,788世帯で、そのうち5割以上が就労している。

・0～17歳の被保護実人員：22,129人（平成24年度）→ 18,123人（平成29年度）

・生活保護世帯である母子世帯数：9,106世帯（平成24年）→ 7,788世帯（平成29年）

上記のうち就労世帯の割合：52.3%（ " ）→ 56.1%（ " ）

（出典：神奈川県生活保護）

2 青少年を取り巻く現状

(1) 青少年人口の推移

- 総人口に占める青少年人口（0～29歳の人口）の割合は減少を続けており、平成31年1月1日現在で27.4%、2,519,736人となっている。

・総人口に占める青少年人口の割合：61.4%（昭和30年）→ 27.4%（平成31年）
（出典：国勢調査（総務省）、神奈川県年齢別人口統計調査）

(2) 青少年の意識（自己肯定感など）

- 「自分にはよいところがあると思う」と答えた小学生は83.4%、中学生は77.5%であり、「将来の夢や目標を持っている」と答えた小学生は83.7%、中学生は70.4%となっている。
（出典：平成30年度全国学力・学習状況調査（文部科学省））

(3) 青少年の就労

- 全国の大学（学部）卒業者のうち、大学院等に進学した者が11.4%、就職した者が78.0%である一方、進学も就職もしていない者が6.7%となっている。
（出典：令和元年度学校基本調査（速報値）（文部科学省））
- 全国の若年無業者（15～34歳のニート状態にある若者）の数は、平成30年は約53万人であり、若年人口2,545万人の約2.1%にあたる。年齢階級別にみると、30～34歳が17万人と最も多く、次いで25～29歳が15万人となっている。

・若年人口に占める若年無業者の割合（全国）：2.1%（平成22年）→ 2.1%（平成30年）
・若年無業者の数（全国）：約58万人（平成22年）→ 約53万人（平成30年）
（出典：労働力調査（基本集計）（総務省統計局））

(4) いじめ・暴力行為及び不登校の状況

- 国公立学校で認知されたいじめの件数は、平成30年度は26,337件（前年度比5,604件増）、暴力行為の発生件数は10,360件（前年度比642件増）となっている。
- 国公立小・中学校の不登校児童・生徒数は、平成30年度は13,218人（前年度比980人増）となっている。

・いじめの認知件数：4,482件（平成19年度）→ 26,337件（平成30年度）
・暴力行為の発生件数：7,735件（ 〃 ）→ 10,360件（ 〃 ）
・不登校児童・生徒数：10,390人（ 〃 ）→ 13,218人（ 〃 ）
（出典：平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（文部科学省））

(5) ひきこもりの状況

- 若者のひきこもりの割合は1.57%、全国で約54万1,000人と推計され、その割合を基に推計した県内のひきこもりは、約4万1,000人になる。
（出典：平成27年度若者の生活に関する調査報告書（内閣府））

(6) 問題行動等

ア 非行少年の状況

- 県内で検挙・補導された非行少年は、平成30年は2,352人（前年度比462人減）となり、刑法犯で検挙・補導された少年は13年連続で減少している。

・非行少年：4,589人（平成26年）→ 2,352人（平成30年）
（出典：警察本部少年育成課資料）

イ 不良行為少年の状況

- 平成30年中に不良行為少年として補導された少年は37,412人で、深夜はいかい、喫煙で補導された少年が89.5%を占めている。

・不良行為少年：41,666人（平成26年）→ 37,412人（平成30年）

（出典：警察本部少年育成課資料）

ウ 薬物乱用の状況

- 平成30年中に薬物乱用で検挙・補導された少年は61人で、学校・職業別では有職、無職少年が38人と、全体の62.3%を占めている。

・薬物乱用少年：23人（平成26年）→ 61人（平成30年）

（出典：警察本部少年育成課資料）

エ 福祉犯罪による被害の状況

- 平成30年中に少年の福祉を害する犯罪（福祉犯罪）の被害に遭った少年は677人となり、法令別の割合では、刑法犯が35.9%、児童買春・児童ポルノ禁止法違反が21.3%、県青少年保護育成条例違反が19.9%となっている。

・福祉犯罪の被害少年：865人（平成26年）→ 677人（平成30年）

（出典：警察本部少年育成課資料）

オ コミュニティサイト等を巡る事件の被害状況

- 平成30年中の出会い系サイトを利用した事件の被害児童は7人で減少傾向にある一方、SNSやゲームサイトなど、いわゆるコミュニティサイトを利用した事件の被害児童は200人で、被害にあった児童の占める割合が増加傾向にある。

・被害児童数

出会い系サイト：63人（平成22年）→ 7人（平成30年）

その他サイト：147人（〃）→ 200人（〃）

（出典：警察本部少年育成課資料）

(7) 携帯電話・スマートフォンのインターネット利用率及びフィルタリング利用率

- 携帯電話のインターネット利用率は、小学生は2.4%、中学生は3.1%、高校生は1.1%、スマートフォンのインターネット利用率は、小学生は40.7%、中学生は65.8%、高校生は94.3%となっている。
- フィルタリング利用率について、携帯電話では、小学生は16.7%、中学生は9.8%、高校生は15.0%、スマートフォンでは、小学生は22.5%、中学生は40.4%、高校生は40.2%となっている。

（出典：平成30年度青少年のインターネット利用環境実態調査（内閣府））

Ⅱ 子ども・青少年に関する取組状況

1 子ども・子育て支援に係る取組み

本県では、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、子ども・子育て支援法及び次世代育成対策推進法に基づき、計画期間を平成27年度から平成31年度までとする「かながわ子どもみらいプラン」を平成27年3月に策定した。

プランの基本的視点である「子どもが生きる力」「保護者等が育てる力」「社会全体が支える力」の「3つの力」を充実強化する施策展開の方向性に沿って、具体的な施策を位置づけ、子ども・子育て支援に取り組んでいる。

【平成30年度の取組状況】

(1) 県内どこでも「待機児童ゼロ」

待機児童の解消を図り、子育て家庭のニーズにあった就学前児童の教育・保育の提供体制の確保を進めるため、市町村と連携して、保育所や地域型保育事業等の整備を図った。

なお、以下のとおり、1～2歳の「需要量」に対する「供給量」に不足が生じていることや、待機児童の解消には至っていないこと等にも鑑み、今後とも、市町村と連携して、保育所や地域型保育事業等の定員の拡充に努めていく必要がある。

＜教育・保育の需要量と供給量の状況＞

(単位:人)

	1号 (3～5歳: 教育希望)	2号 (3～5歳: 保育希望)	3号(0～2歳:保育希望)			計
			0歳	1～2歳	小計	
①需要量 (量の見込み)	118,272 (122,607)	93,151 (93,470)	14,462 (15,355)	67,217 (62,243)	81,679 (77,598)	293,102 (293,675)
②供給量 (確保の内容)	145,378 (139,086)	98,022 (96,498)	15,222 (16,016)	57,224 (61,444)	72,446 (77,460)	315,846 (313,044)
②－①(需給差)	27,106 (16,479)	4,871 (3,028)	760 (661)	▲ 9,993 (▲ 799)	▲ 9,233 (▲ 138)	22,744 (19,369)
②／①(需要量に 対する供給量の割 合)	122.9% (113.4%)	105.2% (103.2%)	105.3% (104.3%)	85.1% (98.7%)	88.7% (99.8%)	107.8% (106.6%)

※ 上段が実績値、下段の()は計画値

(2) 子ども・子育て支援人材の確保と質の向上

ア 人材の確保

県独自地域限定保育士試験による資格取得支援、就業継続支援、潜在資格者の復帰支援等により人材の確保を図った。

なお、いずれの職種についても、現場での人員確保の困難さが増している状況にあり、今後も人材確保の取組みを継続して実施する必要がある。

＜教育・保育に従事する人材の確保の状況＞

職種	計画値 (A)	実績値 (B)	計画との差 (B-A)
幼稚園教諭	7,794人	7,538人	△256人
保育教諭	2,443人	2,089人	△354人
保育士	30,128人	29,704人	△424人
保育従事者	147人	54人	△93人
家庭的保育者	191人	117人	△74人
家庭的保育補助者	358人	102人	△256人

イ 人材の質の向上

以下のとおり研修の実施や研修事業に対する補助等を通じて人材の資質向上を図った。

＜質の向上に関する主な研修等の実施状況＞

対象	実施状況
幼稚園教諭	・ 県私立幼稚園連合会が実施する、幼稚園教諭の資質向上に向けた階層別等の研修事業に対する補助（受講者 3,943人）
保育士	・ 保育エキスパート等研修の実施（修了者 10,509人） ・ 年齢別研修及び実技研修等の実施（受講者 17,116人） ・ 保育士研修を実施する市町村に対する補助（13市町村が実施）
子育て支援員等	・ 子育て支援員の現任研修を実施（受講者 113人）
放課後児童支援員	・ 放課後児童支援員認定資格研修の実施（認定者 1,947人） ・ 放課後児童支援員等資質向上研修の実施（受講者 1,210人）

(3) 結婚・妊娠・出産・育児と個人のライフスタイルに応じた切れ目ない支援

プランでは、「結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進」を重点施策に位置づけ、以下のとおり、ライフステージに応じた切れ目ない支援に取り組んでいる。

＜ライフステージに応じた切れ目ない支援のための「主な取り組み事業」＞

ライフステージ	主な取り組み事業
結婚前・結婚	① 男女共同参画意識の普及・啓発 ② かながわ若者就職支援センターにおける就業支援 ③ 恋カナ！プロジェクトの実施 等
妊娠	④ 妊娠・出産に関する知識普及啓発教育の実施 ⑤ 神奈川県不妊・不育専門相談センター等における不妊・不育相談の実施 等
出産	⑥ 市町村母子保健事業の支援 ⑦ 未熟児とその保護者への養育支援 等
育児	⑧ 幼児期の教育・保育の提供体制の確保 ⑨ 子育て家庭を応援するまちづくりの推進 ⑩ 女性の就業支援 ⑪ かながわ子育て応援パスポートの普及 等

＜「結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進」に関連する目標値の達成状況＞

目標設定項目 ※()の番号は関連する主な取り組み事業 (上記の表)の番号	目標値(H31) 【A】	達成状況 (H29)【B】	達成率 【B/A】
妊娠出産について満足している者の割合 (⑦)	65%	79.3% (H28年度実績)	122.0%
特定教育・保育施設の利用定員数 (⑧)	214,026人	194,030人	90.7%
特定地域型保育事業の利用定員数 (⑧)	8,353人	5,795人	69.4%
保育所等利用待機児童数 (⑧)	0人	867人 (H30.4.1時点)	19.6%
25～44歳の女性の就業率(暦年) (⑩)	70.3%	74.6%	106.1%
かながわ子育て応援パスポートの施設数 (⑪)	3,540施設	3,487施設	98.5%

2 子どもの貧困対策に係る取組み

本県では、子どもたちの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策の推進に関する法律の趣旨に鑑み、計画期間を平成27年度から平成31年度までとする「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」を平成27年3月に策定した。

計画では、「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」の4つの主要施策を定め、主要施策ごとに具体的な施策を位置づけ、子どもの貧困対策に取り組んでいる。

【平成30年度の取組状況】

(1) 教育の支援

ア スクールソーシャルワーカー活用事業

社会福祉に関する専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを学校等に配置した。

イ 公立高等学校就学支援金支給費

授業料に充てるための高等学校等就学支援金を一定の収入額未満の世帯に支給した。

ウ 生活困窮世帯の子どもの健全育成事業

郡部を所管する県保健福祉事務所に「子ども支援員」を配置し、生活保護世帯等の子どもの日常生活を支援するとともに、家庭学習を補完するための学習の場、社会性を育むための居場所づくり事業を展開した。

(2) 生活の支援

ア 子ども・青少年の居場所づくり

ひとり親家庭等の子ども・青少年が安全・安心に過ごすことができる夜間の居場所づくりを推進した。

イ 家庭的養護推進事業費補助

社会的養護の小規模化・地域分散化等の家庭的養護を推進するため、児童福祉施設が行う家庭的養護の取組みに対して補助した。

(3) 保護者に対する就労の支援

ア 母子家庭等就業支援事業費

ひとり親家庭の自立のため、就業相談、就職支援のための講座、養育費相談等を実施した。

(4) 経済的支援

ア 児童扶養手当給付費

父母の離婚・父母の死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童について、手当を支給した。

(5) 計画の推進・情報の提供・調査研究

ア 子どもの貧困対策推進事業費

子どもの貧困の理解促進を目的とした子ども支援フォーラムや、子どもの居場所づくりなどの身近な地域活動とその活動のサポートに関心のある人や団体とを結びつけるため、子どもの居場所づくりセミナー等を実施した。

3 青少年の健全育成に向けた取組み

本県では、青少年の健全育成と自立への支援を県民全体の理解と協力と責任の下で進めていくための共通の道しるべとして、「かながわ青少年育成・支援指針」を策定し、課題に応じた様々な青少年施策を進めている。また、「青少年の健やかな成長を支え、自立・参加・共生をはぐくむ社会」の実現を図るため、子ども・若者育成支援推進法に基づき、平成28年3月には、平成28年度から平成32年度までの5年間を展望し、同指針を改定した。

指針では、「すべての青少年の健やかな成長と自立・参加・共生に向けた支援」「困難を有する青少年の社会的自立の支援」「社会全体で青少年をはぐくむ環境づくり」の3つを基本目標に定め、基本目標の達成に向け、青少年を取り巻く社会環境の変化や青少年の状況等を踏まえながら、総合的に施策を展開している。

【平成30年度の取組状況】

(1) すべての青少年の健やかな成長と自立・参加・共生に向けた支援

ア 子ども☆キラキラプロジェクトの推進

児童・生徒の体力・運動能力の向上と運動習慣の確立、生活習慣の改善を図る取組みを推進している。

イ シチズンシップ教育

これからの社会を担う自立した社会人の育成に向けて、積極的な社会参加のための能力と態度を育成する実践的な教育を、シチズンシップ教育として位置付けて実施している。

ウ 青少年舞台芸術活動の推進

青少年の文化芸術に関する発表や、舞台芸術の鑑賞及び体験型事業を行うなど、青少年の舞台芸術活動への支援、県民の文化芸術の振興及び舞台芸術人材育成を図っている。

エ 文化芸術による子供育成総合事業

小学校・中学校に、一流の文化芸術団体による実演芸術の巡回公演や、個人又は少人数の芸術家の派遣をしている。子どもたちに質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保するとともに、芸術家による計画的・継続的なワークショップなどを実施している。

オ 体験学習をサポートする青少年の支援・指導者の育成

地域で子ども・若者の体験学習を推進する、支援・指導者を育成している。

<高校生が学習活動を通して、思考力・判断力・表現力を高められたと回答した割合>

年度	目標	実績
2018年度	70%	49.9%

<小学生が週3回以上外で遊んだり、運動やスポーツを実施したりする率>

年度	目標	実績
2018年度	50%	44.4%

<県が関係する、子ども・青少年向け文化芸術の鑑賞・体験事業の参加者数>

年度	目標	実績
2018年度	180,000人	152,366人

(2) 困難を有する青少年の社会的自立の支援

ア 地域若者サポートステーション

15～39歳までの無職で学校に通っていないニートなどの若者と、その家族を対象に、面接相談や就労セミナーなどの各種プログラムを実施。就業に向けた様々な支援を行っている。

イ いじめ問題への取組みの推進

複雑化・多様化するいじめ問題の現状を踏まえ、総合的かつ効果的な対策を推進するため、「神奈川県いじめ防止基本方針」に則り、いじめの未然防止や早期発見・早期解決などに取り組んでいる。

ウ 少年サポートチーム活動の推進

非行や不良行為、いじめなどの様々な問題を抱えている少年や、問題を抱える少年が多数在籍する学校などに対して、学校・教育委員会・児童相談所などの関係機関や地域ボランティアなどと連携してチームを編成。情報共有と適切な役割分担のもと、積極的な立ち直り支援を行っている。

エ 児童虐待の防止を強化

児童相談所などにおける児童の安全確保の強化、市町村との連携強化に向けた環境改善、人材育成など、虐待防止のための緊急強化事業に取り組んでいる。

オ 要保護児童対策地域協議会

県内の全市町村に設置されており、児童福祉・保健医療・教育・警察・司法・人権擁護などの関係機関が連携して児童虐待に対応している。

<県が設置する「地域若者サポートステーション」で支援を受けた人の就職者数>

年 度	目 標	実 績
2018年度	280人	169人

<いじめ認知件数のうち、年度内に「いじめが解消している」件数の割合>

年 度	目 標	実 績
2017年度	—%	78.5%

<児童虐待相談のうち、一時保護を必要とした子どもの割合>

年 度	目 標	実 績
2018年度	11.0%	11.2%

(3) 社会全体で青少年をはぐくむ環境づくり

ア 青少年保護育成条例に基づく取組みの推進

青少年を有害な環境や性的な被害から守るため、「神奈川県青少年保護育成条例」に定められた各規定の実効性を確保するための調査・指導や啓発活動等の取組みを推進している。

イ 情報モラル教育の推進

家庭や地域社会と連携を図りながら、児童・生徒の実態や発達段階に応じて、学習指導要領に基づいた情報モラルの育成を図っている。

ウ 地域の見守りと子ども・青少年の居場所づくり

市町村が主体となって実施する「放課後子ども教室」、「放課後児童クラブ」を支援している。また、青少年が安全・安心に過ごすことができるよう、地域の見守りや居場所づくりを推進している。

エ 防犯人材育成事業

「セーフティかながわユースカレッジ」、「防犯指導者養成セミナー」等の開催により地域で活躍する人材や、防犯教室を行う団体を育成している。

<青少年の深夜外出を規制する条例の周知度>

年 度	目 標	実 績
2018年度	46%	50.3%

<ICTを活用して、生徒に指導する能力があると回答した教員の割合>

年 度	目 標	実 績
2017年度	75%	83.1%

<地域で活動する防犯ボランティアの育成数（累計）>

年 度	目 標	実 績
2018年度	2,000人	2,240人